

2022年4月12日

各 位

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第125期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条(電子提供措置等)は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をと るものとする。 当会社は電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全 部又は一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主 に対して交付する書面に記載しな いことができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

第16条 当会社は株主総会の招集に際し, 株主総会参考書類,事業報告,計 算書類及び連結計算書類に記載又 は表示をすべき事項に係る情報を, 法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができ る。

(削 除)

(新 設)

(新 設)

附則

第1条 定款第16条の変更は、会社法の一 部を改正する法律(令和元年法律

第70号) 附則第1条ただし書きに 規定する改正規定の施行の日であ る2022年9月1日(以下「施行日」 という。) から効力を生ずるもの とする。ただし、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については,変更前定款

第16条(株主総会参考書類等のイ ンターネット開示とみなし提供)

は、なお効力を有する。

(新 設) 第2条 前条及び本条は、施行日から6か

> 月を経過した日又は前条の株主総 会の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日後にこれを削除す

る。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日

2022年6月28日 2022年6月28日

以上